

入札説明書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「会計規則」という。）及び本件調達に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加資格者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

別記1のとおり。

2 入札参加に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 適正かつ確実に複写サービスを提供できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 愛媛県内に事業所を有し、保守体制が完備され、連絡後おおむね1時間で保守職員を派遣できること。

3 入札及び開札

- (1) 入札参加資格者又はその代理人は、仕様書、別添契約書（案）、会計規則、特例規則、運用基準及び契約に関して愛媛県知事が別に定めるものを熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、別記3に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また、入札金額は、アラビア数字を用いた日本国通貨による表示に限るものとする。
- (3) 入札参加資格者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (4) 入札参加資格者又はその代理人は、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を令和7年2月7日（金）午後5時までに提出しなければならない。
- (5) 入札参加資格者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
- (6) 入札金額は、供給物品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税、契約付帯条件等納入場所渡しに要する費用一切の諸経費を含めて入札金額を見積もるものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（入札者が見積もる契約金額）をもって落札価格とするので、入札参加資格者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 入札参加資格者又はその代理人は、物品代金の前金払の有無、前金払の割合又は金額、部分払の有無、支払回数等の契約条件を別添契約書（案）等に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (8) 入札公告等により競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出した者が、開札時に競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件に、あらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき、又

は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は、落札決定の対象としない。

- (9) 入札及び開札の日時・場所は、別記2のとおり。
- (10) 入札参加資格者は、開札に立ち会うものとする。入札参加資格者が、開札の立会いを希望しないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (11) 入札会場には、入札参加資格者又はその代理人、入札執行事務に関係のある職員及び(10)の立会職員以外の者は、入室することができない。
- (12) 入札参加資格者又はその代理人は、入札時刻後においては入札会場に入場できない。
- (13) 入札参加資格者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することはできない。
- (14) 入札会場において、次の各号のいずれかに該当する者は、当該入札会場から退去させることがある。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るための連合をした者
- (15) 入札参加資格者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加資格者の代理人となることはできない。
- (16) 開札をした場合において、入札参加資格者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限範囲内の価格での入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、入札参加資格者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札をする。
- (17) 入札回数は3回を限度とし、落札しない場合において、予定価格と入札額との差が僅少のときは、直ちに随意契約に付し、入札辞退者を除く希望者から、原則として2回を限度として、見積書を徴する。

<注意点>

- (1) 入札参加資格者又はその代理人は、別紙様式による入札書を直接提出しなければならない。
- (2) 入札参加資格者又はその代理人は、次に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。この場合において、愛媛県があらかじめ用意した入札書を使用することができる。
 - ア 供給物品名
 - イ 入札金額
 - ウ 入札参加資格者本人の住所、氏名（法人の場合は、名称又は商号及び代表者の職氏名。以下同じ。）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）
 - エ 代理人が入札する場合は、入札参加資格者本人の住所及び氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- (3) 入札参加資格者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ、消滅しないもので記載すること。
- (4) 入札参加資格者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。
- (5) 入札書は、封入の上提出すること。
- (6) 入札参加資格者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は、認めない。

4 入札保証金

入札保証金については、会計規則第135条及び第136条の規定によるが、第135条に規定する入札保証金を納付させる場合の額については、入札見積金額に予定数量を乗じた額の100分の5以上とする。ただし、会計規則第137条の規定に該当するものについては、免除することがある。

5 無効の入札書

次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書

- (2) 供給物品名及び入札金額のない入札書
- (3) 入札参加資格者本人の氏名及び押印のない、又は判然としない入札書
- (4) 代理人が入札する場合は、入札参加資格者本人の住所、氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書（入札参加者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く。）
- (5) 供給物品等の名称に重大な誤りのある入札書
- (6) 入札金額の記載が不明瞭な入札書
- (7) 入札金額を訂正した入札書
- (8) 納付した入札保証金の額が入札者の見積もる契約金額の 100分の 5 に達しない場合の当該入札書
- (9) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (10) 数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額が記載された入札書
- (11) その他、入札に関する条件及び運用基準に違反した入札書

6 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格でもって申込みをしたものを契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上ある場合は、くじにより落札者の決定を行うものとする。
- (3) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に通知するものとする。
- (4) 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

7 契約保証金

契約保証金については、会計規則第152条及び第153条の規定によるが、会計規則第152条の規定により契約保証金の額を定める場合においては、契約単価に予定数量を乗じた額の10分の1以上の額とする。ただし、会計規則第154条各号に該当するときは、免除することがある。

8 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し契約の相手方が決定したときは、決定した日から 5 日以内（土日、祝日は含まない。）に契約書を取り交わすものとする。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

9 契約条項

別添契約書（案）及び添付書類のとおり。

10 入札者に求められる義務

- (1) 入札参加資格者又はその代理人は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について、指定する期日までに入札参加資格者の負担において完全な説明をしなければならない。

- (2) 入札参加資格者又はその代理人は、入札公告等において求められた供給物品等に係る技術仕様、適合性の説明及び必要な解説資料について、指定する期日までに入札参加資格者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (3) 入札参加資格者又はその代理人は、愛媛県産業技術研究所長が必要と認めた場合、納入期限までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明しなければならない。

11 資格審査に関する事項

資格審査に関する事項の照会先及び申請書の提出先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 電話 089-912-2156

12 その他必要な事項

- (1) 契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地は、別記3のとおり。
- (2) 入札参加資格者又はその代理人が、本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加資格者又はその代理人が負担するものとする。

別記

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

モノクロ乾式電子複写機複写サービス（単価契約）

(2) 調達物品名及び数量

モノクロ乾式電子複写機 1 台に係る複写サービスの単価契約

予定数量 240,000 枚（契約期間における総複写見込枚数）

なお、入札金額には、複写機を常時正常な状態で稼働させるための保守料金及び複写機に必要なすべての消耗品（コピー用紙及びステープル針を除く）の費用を含むものとする。

(3) 乾式電子複写機に係る仕様

別紙「モノクロ乾式電子複写機仕様書」のとおり

(4) 契約期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで（5 年間）

(5) 設置場所

愛媛県産業技術研究所 管理棟 1 階

(6) 入札方法

入札金額は、1 枚当たりの単価で行う。

(7) その他

モノクロ乾式電子複写機仕様書に記載した複写見込枚数及び予定数量は、直近の 1 年間の実績から複写枚数を見込んだ見込値であり、契約締結後に複写枚数が当該数量を下回った場合も、単価の変更を求める理由とはできないものとする。

2 入札及び開札の日時・場所

(1) 日時

令和 7 年 2 月 17 日（月）午前 10 時 00 分

(2) 場所

愛媛県産業技術研究所 管理棟 2 階 研修室

3 契約担当者等

(1) 担当者 吉岡 孝明

(2) 部局等名 愛媛県産業技術研究所企画管理部管理係

(3) 所在地 愛媛県松山市久米窪田町 487 番地 2

(4) 電話 089-976-7612